

様式第十三（第 4 条関係）

新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表（案）

1. 確認の求めを行った年月日
令和 6 年 3 月 6 日

2. 回答を行った年月日
年 月 日

3. 新事業活動に係る事業の概要

- (1) 本照会を行う照会者Aが、特定事業者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）第2条第2項）から業務委託を受け、一般送配電事業者の保有する契約者情報等と特定事業者が保有する顧客情報との突合を行い、特定事業者に口座開設を申し込んだ顧客の真贋確認（不正口座開設防止サービス）及び特定事業者における既存顧客の本人実在性確認（継続的顧客管理サービス）を行うサービスである（以下不正口座開設防止サービスと継続的顧客管理サービスを併せて「本件サービス」という。）。
- (2) 不正口座開設防止サービスにおいては、特定事業者は、口座開設希望者の住所情報、名義情報及び電話番号（以下併せて「特定事業者の口座開設希望者の顧客情報」という。）を業務委託先の照会者Aを経由して一般送配電事業者に送信し、一般送配電事業者において自身が保有する託送供給契約者の住所情報、名義情報及び電話番号等との照合を行う。
- (3) 一般送配電事業者は、照合結果に応じて、不正口座開設防止サービスに必要最小限の情報を、照会者Aを経由して特定事業者に対して送信する。
- (4) 上記（2）及び（3）において、一般送配電事業者が、照会者B以外の事業者である場合、一般送配電事業者は照合作業を照会者Bに業務委託する。業務委託にあたっては、一般送配電事業者は照会者Bに対して、特定事業者の口座開設希望者の顧客情報及び託送供給契約者の住所情報、名義情報及び電話番号等を送信し、照合作業の業務委託を行う。
- (5) 継続的顧客管理サービスにおいては、特定事業者は、口座開設者の住所情報、名義情報及び電話番号（以下併せて「特定事業者の口座開設者の顧客情報」という。）を業務委託先の照会者Aを経由して一般送配電事業者に送信し、一般送配電事業者において、自身が保有する託送供給契約者の住所情報、名義情報及び電話番号等と照合を行う。
- (6) 一般送配電事業者は、照合結果に応じて、継続的顧客管理サービスに必要最小限の情報を、照会者Aを経由して特定事業者に対して送信する。
- (7) 上記（5）及び（6）において、一般送配電事業者が、照会者B以外の事業者である場合、一般送配電事業者は照合作業を照会者Bに業務委託する。業務委託にあたっては、一般送配電事業者は照会者Bに対して、特定事業者の口座開設者の顧客情報及び託送供給契約者の住所情報、名義情報及び電話番号等を送信し、照合作業の業務委託を行う。

4. 確認の求めの内容

- (1) （略）
- (2) 特定事業者の委託先である照会者Aの実施する不正口座開設防止サービスの検証措置が、犯収法第11条第4号に基づく、犯収法施行規則第32条第1項第2号の定める「取引時確認等の措置を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること」に該当すること及び特定事業者の委託先である照会者Aの実施

する継続的顧客管理サービスの検証措置が、犯収法第11条の定める「当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置」に該当することから、各検証措置における特定事業者の委託先である照会者Aと一般送配電事業者間の個人データの提供が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第27条第1項第1号に定める「法令に基づく場合」に該当し、受電者本人の同意を得ることを要せずに提供が可能であることを確認したい。

(3) (略)

5. 確認の求めに対する回答の内容

(1) (略)

(2) 本件サービスについては、特定事業者の委託先である照会者Aによって照会書のとおり実施されることを前提とし、かつ、不正口座開設防止サービスの検証措置が犯収法施行規則第32条第1項第2号に規定する「取引時確認等の措置を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること」に、継続的顧客管理サービスの検証措置が犯収法第11条に規定する「当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置」に該当することを前提とすれば、各検証措置における特定事業者の委託先である照会者Aと一般送配電事業者間の個人データの提供が個人情報保護法第27条第1項第1号に定める「法令に基づく場合」に該当し、本件サービスにおける個人データの提供に当たって、受電者本人の同意を取得する必要がないと解して差し支えない。

(3) (略)

(注)

本回答は、確認を求める対象となる法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提として、現時点における見解を示したものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。